

令和6年4月1日施行

南箕輪村小中学校へのちらし等配布運用基準

この基準は、村内小中学校における文書、ちらし(以下「配布物」という。)について、南箕輪村教育委員会(以下「教育委員会」という。)の配布基準を定めるものとする。

※この基準において、行事とは、学校教育、社会教育に関する展示会、講演会、研究会、競技会、講演会の集会又は催しもの等をいう。

1 許可基準

次のいずれにも該当するものであること。

- (1) 行事の内容が、明らかに教育委員会が必要と認めるテーマや教育方針の推進に寄与するものであること。
- (2) 公益性があり、営利を目的としないこと。なお、入場料、出品料、参加料等を主催者が徴収する場合は、事業内容、事業規模等からみて社会通念上適正であり、特に小学校児童及び中学校生徒にとって過重な負担に係るものではないこと。
営利目的の例としては、年会費等継続的な支払いが明記されており、会員募集といった営利目的要素を有する場合などを指す。
- (3) 政治活動、宗教活動または暴力団等の反社会的な活動を関連しないもの若しくはそのおそれのないものであること。
- (4) 後援・共催等は別途申請が必要であり、後援・共催等が許可されている場合は、承認の条件が履行されているものであること。
- (5) 商品等のあっせんではないこと。
- (6) 過去に無許可で配布した団体等ではないこと。

2 申請の手続き

申請フォーム(ながの電子申請サービス)にて、必要事項を記入し、配布物等のデータ(PDF形式とすること)を添付し、申請をすること。

【注意事項】

- ① 配布物等のデータサイズは 3Mb 以下に収めること。
- ② 同一内容の行事について、重複して配布は行わない。同一内容の行事で日程変更等の場合のみ、およそ学期ごと 1 回限り配布できることとし、その際も都度申請を行うこと。

3 配布の可否承認

上記の許可基準に添って配布の可否を判断し、後日申請者へ連絡する。

4 配布方法

承認後、教育委員会より配布する。保護者連絡アプリを用いたデジタル配布とし、送信日は毎月 1 日と 15 日（土日祝日の場合は翌日）とする。

ただしクーポン券付きのちらし等は協議させていただき、小中学校を通じて紙配布もできることとします。こちらは窓口受付のみとしますので、こども館内の教育委員会事務局学校教育係にご相談ください。